

2020年11月10日

受益者の皆さまへ

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

## 信用リスク集中回避のための投資制限にかかる対応について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人投資信託協会の定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の3第1項（信用リスク集中回避のための投資制限の例外規定）に該当する下記ファンドにおきまして、同規定の信用リスク集中回避のための投資制限（「株式等エクスポージャー」の投資信託財産の純資産総額に対する比率が35%を超えることがないように運用すること）を超過したため、基準値以内となるように調整しました。

同協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の2の規定に基づき、ここにお知らせいたします。

（※）信用リスク集中回避のための投資制限の例外規定では、「特化型運用」を定めており、「信用リスク集中回避のための投資制限」の割合（10%）を超えて特定の銘柄等に集中投資する場合においても投資信託財産の純資産総額に対する比率が35%を超えることのないように運用を行うこととされています。

### 記

ファンド名	対象発行体等	超過日（比率）	調整終了日
トヨタグループ・バランスファンド	トヨタ自動車	2020年8月12日 (35.65%)	2020年8月14日

以上